特別な教育的ニーズのある子供たちを サポートする先生方のための 教育相談ガイドブック

令和4年3月 青森県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、平成30年2月に「青森県特別支援教育推進ビジョン」を 策定し、関係機関による連携の下、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人 間性を育み、幼児児童生徒がライフステージに沿って様々な教育的ニーズに対応 した学びの場を活用していくことができるよう、切れ目ない支援体制の整備・充 実を目指しております。

本ビジョンに基づき、地域における特別な教育的ニーズのある子供への教育相談体制を強化するため、関係機関等の連絡・調整機能の充実を目指した仕組み作りを検討するとともに、特別支援学校教員の教育相談に対する専門性の向上を図ることを目的とし、令和2年度から県重点事業として「地域における特別支援教育相談体制強化事業」を展開してきました。

近年、特別支援学校での教育相談や特別支援教育巡回相談員制度を活用した相談等においては、幼稚園等から高等学校までの幼児児童生徒及びその保護者や、幼・小・中・高等学校(以下、「小・中学校等」という。)の通常の学級の担任等、幅広いニーズがあります。また、相談内容についても、幼児児童生徒の実態把握、生活や学習に関する具体的支援方法、学級経営に関する助言、福祉制度に関する情報提供、小・中学校等で行う研修会の講師、就労・進学等に関する相談及び情報提供など多様化しており、教育相談を担当する教員は、教育のみならず、医療・福祉等幅広い知識や専門性、地域における関係機関との連携が必要となります。

本事業の一環として作成した本ガイドブックは、県立特別支援学校のセンター 的機能のより一層の充実及び県内小・中学校の特別支援学級や通級指導教室等に おいて、障害のある幼児児童生徒の教育相談に関わる教員の専門性向上を図るこ とを目的としております。

特別支援学校をはじめ、小・中学校等において、本ガイドブックを活用することにより、地域の小・中学校等における特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒及びその保護者、並びに学級担任等の支援に関する専門性向上の機会とし、特別支援教育のより一層の充実に結びつくよう期待いたします。

最後に、本書の作成に携わっていただいた関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

青森県教育庁 学校教育課長 高 橋 英 樹

目 次

はじめに

ガイドブックの使い方

第1章 はじめて教育相談を担当する先	:牛	方	\wedge																	
・県内の特別支援教育相談支援体制	•	•		•		•			•				•							1
・特別支援学校における教育相談													•							3
・地区特別支援連携協議会													•							5
・教育相談担当者として																				7
・特別支援教育巡回相談員として							•													9
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		_
・コラム	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	U
笠っき ノンカル トゴ地会トフーノ																				
第2章 インクルーシブ教育システム																				_
・共生社会	•																		1	
・合理的配慮	•																		1	
・特別な支援を要する子供の学びの場		•	•	•	•														1	
・就学先決定の流れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
・交流及び共同学習	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
・コラム	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	5
第3章 乳幼児期から就学前期への支援																				
・早期からの相談				•	•								•				•		2	6
・幼児期の教育相談																			2	
· 就学相談																			3	
070 J 1HBX																			J	0
第4章 幼稚園等・小学校・中学校への	士	坪																		
・校内における支援体制	×																		2	2
	Ť																		3	
・個別の教育支援計画	•	•	•																3	
・個別の指導計画	•	•	•																3	
・通常の学級への支援																			3	
・通級による指導	•	•	•																4	_
・特別支援学級	•	•	•																4	
・授業における配慮	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
・自立活動の指導	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
・進学に関する相談	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
・保護者との連携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	5	0
・コラム		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•					•	5	1
第5章 高等学校への支援																				
・高等学校における特別支援教育																			5	3
・進路指導(進学編)																			5 5	5
· 進路指導(就労編)	Ť	Ĭ	Ĭ	•	Ī	·	Ť	Ĭ	·		Ĭ	•					·	Ī	5	5
・進始拍导(別力柵)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	5	/
第6章 福祉サービス等に関する情報																			_	_
・障害者手帳	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 6	9
・障害福祉サービス(児童編)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
・障害福祉サービス(成人編)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
・手当等に関するサービス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 6	5
・各地区における相談機関一覧		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	6	7

ガイドブックの使い方

このガイドブックは、教育相談や特別支援教育巡回相談等において、障害のある子供の保護者や 幼稚園・小・中・高等学校(以下、本ガイドブックでは「小・中学校等」という。)の先生方の相談 に応じる先生方等の専門性向上及び相談時に必要な基本的な情報を提供できるようになるための ものです。

主な使い方としては、

- 1 左半分のページを相談時に資料として提示しながら説明する
- 2 右ページの「参考資料」の一覧から、具体的な内容を調べてみる
- 3 相談事例については、自分なら「どのように答えるか」考えてみる などが考えられますが、工夫によって幅広く活用できます。

日々の相談において、これまでの授業実践や経験に基づく様々な指導方法や教材・教具などについては、多くの知見をお持ちの先生方が相談に応じる際に、相談者の「なぜ」「なに」を的確に助言するためには、「根拠」となる法令等も必要ですが、相手の二一ズに応じて毎回調べ、資料を作成するには負担となります。

このガイドブックを活用することで資料作成の時間軽減や持ち運びの負担軽減につながります。

【 ガイドブックの主な構成例 】





このガイドブックと、県総合学校教育センターで作成している「時々 サクッと読み返したくなる!特別支援学級・通級指導教室の授業づく りに役立つQ&A(第1版)」と併せて活用することで、より相談ニー ズに合わせた支援のヒントが得られます。



第1章

はじめて教育相談を担当する先生方へ

県内の特別支援教育相談支援体制

青森県教育委員会では、障害のある子供を含む特別な教育的ニーズのある子供の保護者及び教職員等の相談や支援の充実に向けて、以下の取組を行っています。

<特別支援学校のセンター的機能>

特別支援学校は、小・中学校等からの要請により、必要な助言又は援助を行ったり、 地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各 学校の教員の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターと しての役割を果たすことが求められています。

具体的には、

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への**指導・支援**機能
- ④ 福祉、医療、労働などの**関係機関等との連絡・調整**機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への**施設設備等の提供**機能 の6点です。 (中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」より)

く特別支援教育巡回相談員制度>

青森県教育委員会では、特別支援学校や特別支援学級等の教員を特別支援教育巡回相談員として委嘱・任命しており、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校、高等学校からの依頼を受け、各校(園)に訪問して、学級担任や学校全体の特別支援教育に関する体制や指導・支援の在り方についてアドバイスをします。

○申込方法

- ◇市町村立小学校・中学校
 - ・所定の様式に記入し、学校から市町村教育委員会に申し込んでください。
 - ※相談終了後、「巡回相談活用報告書」を市町村教育委員会に提出してください。 詳しくは、地域の教育事務所に問い合わせてください。
- ◇幼稚園・保育園・認定こども園、県立学校
 - ・まずは、お近くの特別支援学校に直接お電話で相談ください。 その後、依頼する特別支援学校に所定の様式に記入し郵送してください。
 - ※相談終了後、「巡回相談活用報告書」を青森県教育委員会に郵送してください。
 - ※それぞれの様式は、県教育委員会 H P 等に掲載しています。

○相談内容

- ・子供の指導に関する相談や保護者との連携に関する相談、授業作りに関する相談、校内支援体制に関する相談などができます。
- ※ただし、幼児児童生徒及び保護者との面談や、直接指導はできないことに注意 する必要があります。

<地区就学相談・教育相談会>

青森県教育委員会では、発達が気になる子供の保護者及び担当者を対象に、養育の 仕方や就学に関すること、生活面や学習面に関する気づきや悩み等について教育相談 を行っています。

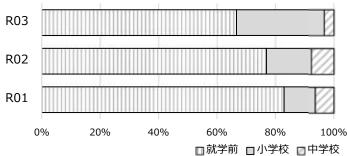
開催時期は、例年7月下旬~8月上旬に6教育事務所ごとに開催しています。

相談者の相談ニーズ等によって、特別支援学校の教員や小・中学校の巡回相談員が相談に当たりますが、就学に関する相談等については、市町村教育委員会の就学担当者が同席する場合もあります。

相談者は、就学前の幼児の保護者からが最も多く、就学に関する相談(特別支援学校、特別支援学級の様子が知りたい、入学に必要な手続きの方法など)や子供の行動についての内容が多く聞かれます。近年は、小・中学生の保護者からの相談の割合も増えており、その内容は行動に関する内容の他に、特別支援学級等への在籍変更に関

する相談、高等学校入学に係る配慮についてなど 多岐にわたっています。

相談者の年代別割合



○申込み

4月下旬~5月上旬に、各市町村福祉部局、教育委員会等を通じて、各幼稚園・小・中学校等へ案内があります。(県教育委員会ホームページにも掲載します。)



申込先は、居住している市町村教育委員会になります。(申込〆切は例年6月上旬)

く専門家チーム>

特別支援教育巡回相談員制度等を活用しても解決の難しい場合、「特別支援教育専門家チーム」の派遣を要請することができます。

対 象:公立幼稚園・小学校・中学校及び県立学校

申込方法:事前に県教育庁学校教育課特別支援教育推進室に相談してください。

その後、公立学校校長は、市町村教育委員会教育長を通して県教育長へ、

県立学校校長は、県教育長へ派遣を要請してください。

そ の 他:巡回相談員が専門家チームに帯同するとともに、訪問指導後の支援を行

います。

専門家チームは、大学教員、県教育委員会指導主事、学識経験者で構成されており、要請内容によって、任命された委員が訪問します。

◆県総合学校教育センターにおいても、本人・保護者・職員を対象に教育相談を 行っています。また、月1回程度、土曜日にも相談を行っています。詳しくは、 県総合学校教育センターまでお問い合わせください。

Tal: 017-764-1991 (特別支援教育課)

特別支援学校における教育相談

特別支援学校では、センター的機能の1つとして、教育相談を行っています。 ここでは、県内の特別支援学校(弘前大学教育学部附属特別支援学校を含む)の教育相談の概要について紹介します。

<特別支援学校における教育相談>

特別支援学校には、校内分掌として「教育相談部」や 「地域支援部」等が設けられており、主に外部からの相 16~18歳 3% 談者を支援しています。全ての教員が相談支援を行う体 制を整えている特別支援学校もあります。

教育相談は、特別支援学校に直接相談者が来校して行う教育相談が主ですが、特定の地域や市町村等に出向いて行う「サテライト型」の教育相談を行っている学校もあります。また、電話で相談できる場合もあります。

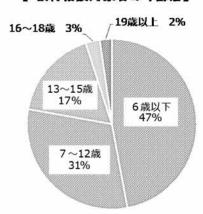
相談の対象者や相談の内容は様々ですが、相談対象者の約半数が6歳以下の就学前の保護者であり、相談の内容の約7割が「生活・学習」に関する相談です。また、近年では、小・中学校等の通常の学級の児童生徒を対象とした相談も増えています。

相談対象者の障害種としては、「聞こえ」や「言葉の遅れ」についての相談が最も多く、その他、障害名などの診断がされていない方の相談も多くあります。

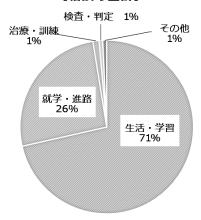
<サテライト型教育相談を行っている特別支援学 校>

- ・県立盲学校「サテライト相談教室」
- ・県立八戸盲学校・八戸聾学校「サテライト教室」
- ・県立森田養護学校「ねっと!ひまわり」 (西北地区特別支援連携協議会)
- ※相談日時及び相談場所については、各学校のホームページに掲載されています。

【教育相談対象者の年齢層】



【相談の主訴】



令和2年度県内の特別支援学校にお ける教育相談実施状況調査より

<教育相談の申込み>

各特別支援学校では、教育相談についての案内をリーフレットやホームページで紹介しています。

基本的には、

- ・直接学校に電話での相談の申込みになります。(受付は平日の16:00頃まで)
- ・教育相談に係る費用は無料です。
- ・教員等を対象とした相談も行っています。

* コラム * 私が教育相談で大切にしていること

教育相談において大事にしていること。それは、保護者の方の話をよく「聴く」ことです。

教師は子供だけでなく、保護者に対しても、つい「教えよう」としたがります。教育相談を行う上での大事な姿勢は、子供のよさを一緒に見つけ、育てていくことの「お手伝いをしよう」という姿勢だと思っています。そのためには、保護者の努力やご苦労をまずは労い、よく話を聴くことが大事です。よく聴いて、保護者やご家庭の背景等が少しずつ分かった上で、何から始めればよいかを一緒に考えることになります。具体的なアドバイスが必要になる場合もあれば、他機関との連携が必要となる場合もあると思います。

自閉症の子供の相談の場合、私は、ご家庭や在籍の園での様子を伺い、子供の特性や理解の仕方などを確認し、対応を一緒に考えるようにしています。また、お母さんの焦りやイライラを共有し、効果的な言葉掛けや心のもち様を少しずつ取り入れていただけるような支援をしています。

学校と子供、保護者との関わりは、一時的ですが、子供の人生またその支援は長く続きますし、繋いでいくことが大切です。その過程に今の相談業務があることを自覚し、保護者が出会った相談担当者によって、次に出会う支援者に対しての保護者の気持ちの壁が低くなるか高くなるか、責任があることも重々感じながら相談に当たりたいと思っています。

保護者にとって、「安心して話せる」「話したら少し楽になった」、そのように感じていただける教育相談を心掛けています。

(特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

・特別支援学校におけるセンター的機能の強化に関する実践事例 集(平成 27 年 3 月 青森県教育委員会)



※各特別支援学校の教育相談に関する情報は、各学校ホームページをご覧ください



地区特別支援連携協議会

青森県教育委員会では、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能を活用し、平成 19 年度より県内 6 地区の特別支援学校に「地区特別支援連携協議会」を設置しています。

<地区特別支援連携協議会>

発達障害を含む全ての障害のある子供とその保護者に対する教育相談について、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携の下、一貫した支援体制の充実を図ることを目的とした組織です。「地区連協」と省略することもあり、主に以下の3つの取組を行っています。

①教育相談を含む、 早期からの一貫した支援



毎年7月下旬~8月上旬に行っている、県教育 委員会主催の「地区就学 相談・教育相談会」の運 営等を行っています。 ②特別支援教育に関する 専門性向上



年に1回〜数回、地区 連協主催の研修会を行っ ています。学校の先生に 限らず、どなたでも参加 できます。 ③関係機関との連携強化



地区内の相談機関の情報をまとめています。 地域によっては、関係部署が集まってケース会 議等を行っています。

※「地区就学相談・教育相談会」については、2ページで紹介しています。

<特別支援教育に関する専門性向上研修>

地区特別支援連携協議会では、長期休業中等を利用して年1回程度小・中学校等の全ての教職員及び障害のある子供を支援する機関の職員等を対象に研修会を開催しています。

研修会の内容は、各地区の状況やニーズ等を踏まえてテーマを設定しています。



研修会の様子

近年のテーマは、

- ・個別の教育支援計画の作成
- ・個別の教育支援計画の活用
- ・進学等における学校間での情報共有
- ・高等学校における特別支援教育
- ・小学校~高等学校・卒業後の連携
- ・支援者に必要なことを考えよう
- ・幼児発達支援センターの紹介
- ・放課後等デイサービス等福祉事業所の紹介
- ・教育・医療・福祉の連携

など、様々なテーマで研修が開催されています。

<関係機関との連携強化>

各地区特別支援連携協議会では、障害者を支援する機関等が参画しています。

	主な参画機関							
教育関係者	教育事務所、市町村教育委員会、特別支援学級設置校、通級指導教室設置校、特別支援学校、高等学校、私立幼稚園協会等							
医療関係者	医療関係者 医師(小児科医、精神科医等)等							
福祉関係者	福祉課(障害福祉)、児童相談所、発達障害者支援センター、 児童福祉施設、相談支援専門員、保育連合会 等							
保健関係者								
その他	障害者・就労支援センター 等							

年2回程度、参画機関が一堂に会して、教育相談の状況等についての情報交換や研 修会の計画等について話し合うなど、相談支援ネットワークの充実を図っています。 また、支援の必要な子供に対して、関係者でケース会議を行い、支援の方向性につい て検討・情報共有している地域もあります。



参考資料

◇地区特別支援連携協議会事務局校のHP

研修会の情報や地域の相談機関の情報を確認することができます。

【東青地区】

県立青森聾学校

【西北地区】

【中南地区】

県立弘前聾学校



県立森田養護学校



【上北地区】 県立七戸養護学校

【下北地区】

県立むつ養護学校

【三八地区】

県立八戸盲・八戸聾学校







教育相談担当者として

ここでは、初めて教育相談を担当するに当たって、大切にしてほしい主な内容について紹介します。

<初めて来校される相談者への対応>

初めて特別支援学校に教育相談に来る保護者には、「特別支援学校はどんな所なのか」や「どんな担当者なのか」など不安に感じたり緊張したりしながら来校するかと思います。また、子供が初めての場所で不安を感じ、校舎に入ることを嫌がる場合も考えられます。

このような場合も想定しながら相談者の方が安心できるように、

- ・来校する予定の少し前から、玄関で待機し出迎える。
- ・担当者から率先して笑顔で言葉を掛ける(「初めまして、本日担当する〇〇です。よろくお願いします」など)。
- ・時間調整し足を運んでくださったことに対して感謝する。

など相手を思いやる気持ちが大切です。

多くの保護者は子供の障害に戸惑いを感じ、不安を抱いて相談に来ることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者の伴走者として対応し、子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

相談に当たっては、以下の内容に留意しながら相談を進めることが大切です。

- ・個人情報に関する**守秘義務**があることを保護者等の相談者に伝えておく。
- ・保護者等の相談者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、**静かでくつろげる環境設定**に配慮する。
- ・保護者等の相談者が抱えている**悩みを受け止める**という **共感的理解**に努め、相互の信頼関係を築く。
- ・相談が単なる確認や質問等に終わることのないよう留意 し、保護者等の相談者の悩み等に**十分耳を傾ける。**
- ・保護者等の相談者が**うまく関わっている点**を伝えるなど して、不安を和らげるような対応を心掛ける。



また、保護者が子供を連れて来校する場合は、上記に加えて

- ・保護者が安心して相談できるよう、2名体制が望ましい
- ・子供が自由に遊べる場所を確保しておく

と良いでしょう。

<巡回相談等で学校等へ訪問する場合>

巡回相談等で依頼を受け、小・中学校等を訪問し助言する場合、次のことに留意しましょう。

- ・訪問校やその地域の実態についての理解を深めるとともに、相談者の経験等に 応じた話し方、情報提供の仕方等に配慮する。
- ・特別支援教育関係法令、学習指導要領及び教育課程編成の基本的事項を踏ま え、助言等を行う。

*コラム*正直に、誠実に

◆相談担当の要は、情報収集&営業マン!?

様々な相談ケースを担当すると、本校だけではなく他機関へつないだ方がよいと判断するケースが出てきます。そこで必要となるのが、他機関の情報です。自分の目で見てその場所への理解を深めたり、様々な研修会等に参加したりするのも良いかもしれません。また、迅速につなぐためにも「その地域の核となる人物=情報を持っていそうな人」は誰かを見極め、顔をつないでおくことも大切です。

◆年齢や性別の呪縛

初めて園や学校に訪問したとき、相談相手が自分より明らかにベテランであったり、異性であったりした場合、時には、「そんなに困っていません」と、すぐには心を開いてもらえないことがあります。そんな時にはまず、自分の失敗談から話すようにしています。そこから現在の相談に話をつなげ、良いところを認め、こんなところは難しそうですね?等と話すと、「実は…」と少し心を開いてくれて、会話がすすむことがあります。もちろん、相手は自分より経験豊富な先生方ですから素敵なアイディアや実践があります。その部分は、こちらから教えていただいたりもします。

◆分からないものは、分からない

相談担当になると、「何か良いことを言わなければ…」「頼りないなんて思われたらどうしよう…」と、気持ちばかり焦ることはありませんか?でも、ごまかしはあっという間に相手に伝わります。分からないことは、正直に伝え、その場で一緒に考えられるようであればその場で考え、難しい場合は「宿題にさせてください」と伝える。その方が、自分にとっても相手にとってもベストなのではないかと考えています。

◆保護者の想い

保護者が、相談の機関までたどり着くには、たくさんの想いや決心があるのだと思います。また、その保護者の悩みや不安な気持ちの大きさは、お子さんの障害の程度に関わりはありません。まずは、話をしっかりと聞き共感すること。そして、まっすぐに向き合うことを大切にしています。

◆孤独だけど、一人じゃない

教育相談担当者は一人で対応することが多く、悩みを一人で抱えがちになります。また、他の先生方と時間の流れも違うので、孤独を感じることが時々あります。そんな時は、周りの先生に素直に悩みを相談するのが一番です。悩んでいるケースについて、会話することで自分の中で整理ができますし、アドバイスの中から新しい発見もあります。 (特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

・**障害のある子供の教育支援の手引**~子供たち一人一人の教育的ニーズを 踏まえた学びの充実に向けて~(令和3年6月 文部科学省)



教育相談情報提供システム(国立特別支援教育総合研究所)



特別支援教育巡回相談員として

キーワード

校内体制の充実 情報提供 教育事務所との連携

<特別支援教育巡回相談員の役割>

特別支援教育巡回相談員(以下、「巡回相談員」という。)は、要請のあった小・中学校等を訪問し、その学校のニーズに応じて主に4つの役割を担っています。

- (1) 学級担任等に対して、助言又は援助を行う
- (2) 学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う
- (3)特別支援教育について情報提供を行う
- (4) 必要により**専門家チームと帯同訪問**を行い、連携・協力による支援を行う (「特別支援教育巡回相談員設置要綱 4 職務」より)

ただし、「児童生徒等への**直接的な指導や支援はできない**」ことに注意する必要があります。

<小・中学校等を訪問するに当たって>

特別支援学級を初めて担任する教員等は、子供たちとの関わりだけでなく指導方法 や教材・教具など、明日からすぐに使えるようなスキル等に関する相談も多いかと思 います。そのニーズに対する提案はもちろんですが、特別支援教育の理解促進には、 **校内体制の充実**も欠かせません。

学校等を訪問する際には失礼のないように努めるほか、以下の点に留意しましょう。

- 1 訪問前に校長や担当者などに電話で連絡するとともに、**訪問後も連携**を深めること。
- 2 担任等の相談相手として、また、良き協力者として**共に研鑽するという態度** をもって助言等に当たること。
- 3 研究成果や指導実践に関する資料を具体的に活用すること。
- 4 **担任等の経験等に応じた**話し方、情報提供の仕方等に十分配慮し、助言等 の内容が明確に理解されるよう努めること。
- 5 学校等や地域の実態についての理解を深めるとともに、教育関係法令、学習 指導要領及び教育課程編成の基本的事項を踏まえ支援すること。
- 6 担任等が全校の協力的な雰囲気の中で学級運営を行うことができるよう、 訪問校の校長に理解・協力を促すこと。

学校等の状況はそれぞれ異なります。担当になったからといって一人で抱え込まず、その都度、教育事務所の担当指導主事と**情報を密にし、連携しながら支援する**ことが大切です。

*コラム*活用して良かった!巡回相談

今回は、派遣要請を依頼した学校からの要請課題、巡回相談員の助言及び巡回相談後の成果等を紹介します。

◆巡回相談員制度の事例◆

課 題: 癇癪や大声などの行動上の問題(不適切行動)に対する支援について

助言 A: 「癇癪行動が起きる前には、きっかけがある。その段階でアプローチす

ることで、してほしくない行動を減らすことにつながる。」等、具体的なアプローチの方法、できたときの称賛方法等を図式化した資料を基に助言

しました。

助言B: 行動のきっかけが視覚的につかめるような働きかけをすること、状況や

気持ちを言語化してあげること等、具体的な支援について助言しました。

成果: 絵カードを使用し「今の気持ち」や「すべき行動」を視覚的に捉えるこ

とができるようにしたところ、気持ちの切り替えがスムーズにできるよう になってきました。問題行動等への具体的な支援の仕方が大変参考になり

ました。

◆巡回相談員制度を利用した学校からの感想等◆

- ○巡回相談員が持参した資料や助言された内容を実践しています。個々のケースに ついての対応の仕方を考えられるようになり、支援の幅が広がりました。
- ○当該児童を中心に据えた学級経営に見通しが立てられました。
- ○三者面談で本人の希望が叶うような進路選択を行うために、巡回相談員の先生からいただいた資料や情報を活用していきたいです。
- ○訪問後に「そだちとまなびの支援センター」とのつながりができ、継続的に相談ができるようになりました。

◆巡回相談員の感想~巡回相談を終えて~◆

相談時、校長先生も同席してくださり、有意義な時間を過ごさせていただきました。 気概のある教員チームで「子供たちを何とかしたい!」という思いが伝わってきました。 事前に、ペアを組んだ特別支援学校の相談員と連絡を取り合い、こちらから前も って回答や資料を準備し、一緒に考えながら問題を解決していきました。

学校からは「まだまだ聞きたいことがあります。」ということでしたので、「また、 依頼してください、いつでも訪問します。」とお返事しました。

どのように改善したのか、変容が見てみたいと思いました。

(教育事務所指導主事)



参考資料

·特別支援教育巡回相談員設置要綱 (青森県教育委員会)



*コラム*巡回相談員の微妙な立場…

『この子は、特別支援学校の方がいいでしょうか?』

このような質問が、最近多いような気がしています。相談を受ける立場として、この質問は答えられません。判断をする立場にはないため、「その方がいいかもしれません」と言ったことが、後にトラブルになりかねないからです。

『指導方法を提案しても受け入れてくれない先生、どうにかなりませんか?』 これもまた、悩ましい相談です。「こう考えてみるといいですよ、こんな方法がありますよ」などお勧めはしますが、実際に実践し、チームで対応していくことを考えると校内支援体制について助言しなければならず、相談員の立場として、管理職の先生方に対して話しにくいこともあるでしょう。

巡回相談員を活用している場合は、それぞれの教育事務所と連携していますので、 担当指導主事と一緒に学校に訪問することも可能です。要請書に気になる内容が書か れている場合は、一人で対応せず一緒に訪問しましょう。言いにくいところは役割分 担をして、伝えてもらうことをお勧めします。

相談を受けたものの、「自分ではよく分からない」、「他の人の意見をきいてから答えたい」という場合もあると思います。初めて担当する場合はなおさらだと思います。 そういった場合は、遠慮なく「私より詳しい人に聞いて確認したいので、待ってもらえますか」と言っていいのです。専門家にリファーするのは恥ずかしいことではなく、逆に責任ある行動です。

時々、巡回相談員の先生から「○○先生、○○君の様子が変わってきたよ!関係性が良くなったみたいだ」、「不安に思っていたけれど自信をもって実践したり、保護者に伝えたりすることができた」など後日に報告の電話や御礼のお手紙をいただくことがあります。電話やお手紙の向こうの笑顔を想像すると、次もがんばろう!もっと勉強しよう!と思えます。 (教育事務所指導主事)

*コラム*巡回相談員の活用状況

◆令和2年度の相談状況◆

令和2年度の特別支援教育巡回相談員の訪問 回数は、延べ141回でした。

訪問先別相談件数の内訳は、

幼稚園等6件小学校94件中学校73件

高等学校 13件 でした。

近年の傾向としては、通常の学級の先生からの相談が多く、更に、一度の相談で複数の児童生徒についての相談があります。(令和2年度の1回訪問あたりの相談人数1.5人。)

学級別の割合



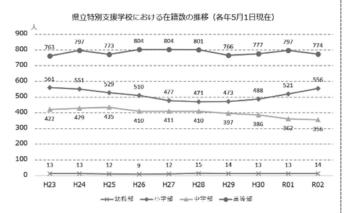
*コラム*青森県の特別支援教育の概況

◆県内の特別支援学校の在籍数の推移◆

県内には、弘前大学附属特別支援学校が1校、県立特別支援学校が20校、合計21校の特別支援学校があります。

県立特別支援学校の在籍数は、近年 幼稚部から高等部合わせて 1,700名ほ どで推移しています。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、 病弱・虚弱、知的障害の5障害の特別 支援学校があります。



◆県内の小・中学校における特別支援学級の推移◆

特別支援学級は、県内の公立の小・中学校 9 割に開級されています。障害の種類は、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、知的障害、自閉症・情緒障害の 6 種類あります。

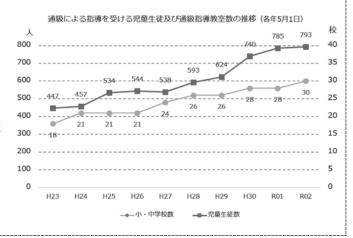
在籍している児童生徒数は約 2,800 名で、年々増加傾向にあります。特に、 自閉症・情緒障害学級で学ぶ児童生徒が 最も多く在籍しています。



◆県内小・中学校及び高等学校で通級による指導を受ける児童生徒の推移◆

通級による指導を受けている児童生徒数は、近年増加傾向にあります。また、指導を受ける場所である「通級指導教室」は、小学校 21 校、中学校 9 校あり、微増傾向にあります。

また、平成 30 年度より県立高等学校でも通級による指導が開始され、現在3 校において実施しています。



*コラム*先達の教育相談にかける想いを受け継ぐ

青森県総合学校教育センター特別支援教育課に勤務していた頃、国立特別支援教育総合研究所のある先生から、「障害児教育相談を調べると必ず最初に青森県が出てくる。」と言われ、少し誇らしい気持ちになったことを覚えています。これは、青森県特別支援教育の発展にご尽力された先輩諸氏が、未来を見通す力と理想を現実化する力を発揮し、様々な困難を乗り越えて献身的な努力をされた結果であると、改めて尊敬の念を抱かずにはいられません。

青森県の「障害のある子どもの教育相談の歩み」については、佐藤紘昭先生が、文献1)で分かり易くかつ詳細に著しています。その中では、青森県立森田養護学校が1980年代後半に発達相談を校務分掌に位置付けたこと、青森県特殊教育センター(青森県教育センター第四研修課)が1987年度全国に先駆け「心身症障害児相談実技研修講座」を開講したこと、青森県盲・聾・養護学校校長会が在籍以外の子どもたちへの教育相談を支え続けたこと、文部省研究委嘱事業を活用して、青森県教育委員会が地域における早期教育相談、保健・医療、福祉等と連携した総合支援体制づくりに取り組んだこと等々を紹介しています。

いずれも、当時の関係者が実効性のある教育相談を目指し、「実施体制づくり」と「担当者の資質向上」の両面を柱に、様々な取組を展開させてきたことを窺い知らされます。関連文献として、2)~4)もご紹介しますので是非ご覧ください。

なお、佐藤紘昭先生は、この著書の中で、「特別支援教育のこれまでと今、そしてこれから」と題し、次の4つを提案されています。

- 1 子どもや親、教員の声を聴こう
- 2 本人、保護者が求めるものは何かを考えるとき、地域や現場の視点を大切にしよう
- 3 システムを創ろう
- 4 地域や学校の核となる人材を育てよう

さて、私たちはなぜ特別支援教育に携わる教員を目指したのでしょうか。そして今、初心を忘れずに日々を過ごしているでしょうか。青森県に現在の教育相談体制があるのは、それを作り上げてきた先輩諸氏の、この教育にかける熱い想いにほかならないと思います。教育相談の強化は、教育相談に携わっている先生方お一人お一人の想いと実践の積み重ね、そして後輩へのバトンパスにかかっています。日本を先導していける青森県になるよう、皆で力を合わせてがんばっていきませんか。

(エリアアドバイザー)

引用·参考資料

- 1) 佐藤紘昭(2015)障害のある子とその家族等に対する相談支援:本県における「障害児教育相談」の変遷と取組.青森県特別支援学校校長会(発行),青森県の特別支援教育のあゆみ.54-60.
- 2) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2001)医療・福祉と連携した早期からの教育相談の先進事例<青森県の例>.21世紀の特殊教育の在り方について:一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について(最終報告).63.
- 3) 佐藤眞一(2002)早期からの教育相談活動における盲・聾・養護学校の果たす役割:保健・医療,福祉と連携した教育相談の在り方を求めて.国立久里浜養護学校,平成13年度 障害のある乳幼児に対する早期からの指導担当者等研究協議会事後集録.5-8.
- 4) 佐藤眞一(2007)地域における特別支援教育コーディネーターの連携づくり. 特別支援教育の 実践研究会編, 特別支援教育の実践情報 No.112. 明治図書, 34-35.

*コラム*特別支援教育推進ビジョン

青森県教育委員会では、平成31年2月に「青森県特別支援教育推進ビジョン〜学びを「つなぐ」・「深める」・「生かす」ための今後10年の道筋〜」を策定し、次の3つのキーワードの下に5つの基本方針を設定し、特別支援教育の更なる充実・発展に向けた取組を通して、インクルーシブ教育システムの構築を目指しています。

(キーワード)

学びをつなぐ・ 学びを深める・ 学びを生かす







基本方針

- 1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化
- 2 教職員の専門性の維持・向上
- 3 特別支援学校の学習環境の充実
- 4 キャリア教育・職業教育の充実
- 5 特別支援学校と地域等との連携推進

この中の「1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化」について、以下のように述べています。

(1)特別支援教育巡回相談の充実

特別支援学校が、関係機関との連携を図りながら、引き続き小・中学校等の要請に応じた巡回相談ができるよう、高等学校をはじめとする各校への周知に努めるとともに、巡回相談員の専門性の向上を図ります。

(2) 特別支援学校の教育相談の充実・強化

特別支援学校は、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の様々な相談に応じるため、教育相談担当教員の専門性の向上を図るとともに、地域支援を担当する分掌と他の分掌や各学部との連携を強化するなど、特別支援学校の教育相談体制の充実を図ります。

(3)「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化

「地区特別支援連携協議会」の事務局校と小・中学校等及び関係機関との連携 強化により、各地区における教育相談体制の一層の充実を図ります。

(4)小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化

「地区特別支援連携協議会」の研修や情報提供の機会の充実を図るとともに、校長のリーダーシップの下、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の強化を図ります。また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。